

これがポイント、同一労働同一賃金 ～パート・有期労働法での説明義務のポイントを 弁護士がわかりやすく解説～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・(一社) 品川労働基準協会
渋谷労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会・(一社) 新宿労働基準協会
(一社) 池袋労働基準協会

無期社員と有期社員の間で不合理な労働条件の相違を禁ずる労働契約法第20条に関して、2つの事件(ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件)につき最高裁で平成30年6月1日に判決が出されました。同条の解釈を示した最初の最高裁判決であり、今後の判断の基準となるものです。

これにより、各企業では、規定の見直しが必要になることもあります。新進気鋭の弁護士が両判決の要旨を紹介するとともに、実務上のポイントを分かりやすく解説いたします。

- 1 日時 平成30年11月27日(火) 13:30~16:00 (開場・受付は13:00~)
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 講師 中山達夫 弁護士(中山・男澤法律事務所)
- 4 内容
 - ・同一労働同一賃金問題
 - ・最高裁判決の解釈
 - ・実務上の留意点や解決策
- 5 受講料(消費税・資料代含む) 協会会員4,000円 それ以外の方6,000円
- 6 定員 34名
- 7 申込方法等

- ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から11月20日まで2週間ない場合は11月20日(火)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

- | | | | |
|---------------------------------------|-----------------|--------|--------------|
| ・銀行名 | 三菱UFJ銀行田町支店 | ・口座番号 | 普通預金 0397963 |
| ・口座名義 | 一般社団法人 三田労働基準協会 | ・名義人住所 | 東京都港区芝4-4-5 |
| ・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例 1127 OOカイシャ等) | | | |

③受講の取消 11月20日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問合せ先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>
電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692